

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした、JR九州バスにおける運賃割引は次のとおりです。

1. 割引対象者

精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）をお持ちの方及びその介護人
 ※3級の方の介護者は除きます。

2. 割引適用路線

一般乗合路線バス及び定期観光バス
 福岡県（直方線）、佐賀県、長崎県（嬉野線）、鹿児島県（北薩線、定期観光）

3. 割引適用範囲

普通旅客運賃、定期旅客運賃（通勤・通学）、回数旅客運賃

4. 割引率

別表参照

5. ご利用方法

- 手帳の確認による割引
- 障がい者用 nimoca カード等の利用による割引

(別表) JR九州バス精神障がい者割引率

種別		精神障害者保健福祉手帳の等級					
		1級		2級		3級	
		本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
普通乗車券 回数乗車券 現金 (定期観光を含む) ICカード	大人	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引	—
	小児	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引	—
定期乗車券 (通勤・通学)	大人	3割引	※1 3割引	3割引	※1 3割引	3割引	—
	小児	3割引	—	3割引	—	3割引	—

主な注意事項

○精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）記載の、等級及び有効期限を降車時に呈示して下さい。

○障がい者1名に対し、介護者は1名です。

○介護者の割引は、本人と介護者が同時に同区間、同種類の乗車券類を利用する場合に限ります。

○定期乗車券の発券は、手帳の有効期限内に限ります。

 ※JR九州の各駅では販売いたしません

○回数乗車券は一旦所定の料金で購入し、使用時に割引を適用します。

○小児とは6歳以上12歳未満又は小学生です。

 ※1介護者に対する定期券の割引は、通勤定期に限ります。